

本邦における資源開発の在り方に関する検討会 とりまとめ（平成29年2月）について

平成29年5月
資源エネルギー庁 資源・燃料部

本邦における資源開発の在り方に関する検討会について

1. 開催趣旨

- 本邦における資源開発について技術的・専門的な検討を行う場として、資源エネルギー庁資源・燃料部に「**本邦における資源開発の在り方に関する検討会**」を設置。（座長：中谷 和弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 資源・燃料分科会の指摘を踏まえ、**石油・天然ガス等の特定鉱物に係る制度の運用の見直しに焦点を当てて、平成23年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビューを実施**。（平成28年9月～平成29年2月、計3回開催）

<検討事項> 平成23年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビュー

- | | |
|--|-----------------------------|
| (1) 未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組 | (3) 特定区域制度の運用のあり方 |
| (2) 鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可、試掘権延長許可の運用の見直し | (4) 鉱区・出願情報等のデータベース化・公開のあり方 |
| | (5) その他鉱業法の施行状況の点検・評価 |

※その他、海洋基本計画等の改定を見据えた今後の本邦資源開発の検討の方向性について別途検討を行い、その結果を本検討の場に報告する。

2. 構成員 ※敬称略（肩書きは開催当時）

- (座長) 中谷 和弘 (東京大学大学院法学政治学研究科 教授)
- (委員) 交告 尚史 (東京大学大学院法学政治学研究科 教授)
- 西村 弓 (東京大学大学院総合文化研究科 准教授)
- 松岡 俊文 (公益財団法人深田地質研究所 理事長)
- 山富 二郎 (東京大学 名誉教授)

<オブザーバー>

- 岩田 尊夫 (国際石油開発帝石株式会社 国内事業本部 探鉱・開発ユニット ジェネラルマネージャー)
- 加藤 元彦 (日本鉱業協会 専務理事)
- 河合 展夫 (株式会社地球科学総合研究所 専務取締役)
- 木村 健 (関東天然瓦斯開発株式会社 常務取締役)
- 塩川 智 (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術部長)
- 土田 邦博 (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 基礎調査課長)
- 續 誠 (株式会社P G S ジャパン 代表取締役)
- 常山 太 (出光興産株式会社 資源部技術統括マネジャー)
- 中島 俊朗 (石油資源開発株式会社 経営企画部長)
- 中原 裕幸 (一般社団法人海洋産業研究会 常務理事)
- 峯岸 政人 (三井石油開発株式会社 北海道事業部長)
- 山崎 佳彦 (J X 石油開発株式会社 執行役員事業2部長)

3. 開催実績

第1回 (平成28年9月27日)	(1) 本邦における資源開発の在り方に関する検討会の設置について、(2) 平成23年改正鉱業法に基づく措置の点検・評価について、(3) 本邦における資源開発の促進に向けた鉱業法上の課題について、(4) 平成31年度以降の国内石油天然ガス基礎物理探査海域の検討状況について
第2回 (平成28年11月29日)	本邦における資源開発の促進に向けた鉱業法上の課題について②
第3回 (平成29年2月24日)	(1) 本邦における資源開発の在り方に関する検討会とりまとめ(案)について、(2) その他今後の本邦資源開発に関する検討状況について

本邦における資源開発の在り方に関する検討会とりまとめ（平成29年2月）の概要①

（1）未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組

<現状と課題>

- 未処分出願は、減少しているが、**未だ多く存在。**

(75,510件（平成23年度末時点）
→74,181件（平成27年度末時点）)

<今後の対応の方向性>

- **平成29年度からの5年間で、境界未画定海域以外の海域における石油・天然ガス等の特定鉱物の未処分出願をゼロにすることを**目指し、機会損失を抑制する観点から、開発技術がすでに確立している**在来型石油・天然ガスに係る出願から、かつ、資源ポテンシャルの高い海域の順に優先的に処理**すべき。

（2）鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可、試掘権延長許可の運用の見直し

<現状と課題>

- 鉱業権の休眠割合は、**ほとんど減少していない。**

(81%（平成22年度末時点）
→77%（平成27年度末時点）)
(休眠・・・未着手又は休止中)

- 休眠中の石油・天然ガスの鉱業権の**多くが「順次開発」「探鉱継続中」「その他」を事由に休眠。**また、休眠中の採掘権の**9割が連続休眠年数30年以上。**

<今後の対応の方向性>

- 特定鉱物に係る鉱業権については、「順次開発」の事由を、**市況変動を見極めながら開発を検討すること等が読み込まれることのないよう見直す。**
- 水溶性天然ガス開発について、地盤沈下防止の観点から**都道府県等に課された制限を事由として着手できない場合は、引き続きやむを得ない事由として認める**べきであるが、「その他」の事由の多くを占めているため要件を明確化すべき。
- 今後は、未処分出願の処理によって海域の試掘権の増加が予想されるが、**引き続き探鉱活動の進捗が客観的に確認されることが必要。**この際、**探鉱段階が文献調査などの現場作業を伴わない段階に留まっている場合には、原則として延長を許可すべきではない。**

(ただし、地質データの解釈作業や取得データのコンパイル作業など探鉱手順において通常必要と考えられる机上作業が客観的に進捗している場合を除く)

本邦における資源開発の在り方に関する検討会とりまとめ（平成29年2月）の概要②

（3）特定区域制度の運用のあり方

<現状と課題>

- **特定区域の指定は陸域案件の1件のみ**に留まっている。
（平成27年度末時点）
- 特定開発者の選定における**評価基準は公募の際に示される**ため、**予見が困難**。

<今後の対応の方向性>

- 海域の石油・天然ガス案件については、民間からの提案を受けて指定するのではなく、**国が能動的に探査・調査を行い特定区域を指定することを基本**とすべき。具体的には、特定区域の指定に向けた体制を整備した上で、**今後5年間で4～5件程度の指定を目指す**べき。
- 海域における在来型石油・天然ガスの試掘権を想定した「**特定開発者を選定するための評価の基準の基本的考え方**」を作成。

（4）鉱区・出願情報等のデータベース化・公開のあり方

<現状と課題>

- 事前の探査活動に必要となる**既存の鉱区や鉱業出願地の具体的な位置情報の網羅的な閲覧が困難**。

<今後の対応の方向性>

- 鉱区（位置情報、鉱業権者名、目的鉱物）及び鉱業出願地（位置情報、目的鉱物）の情報について、**網羅的に閲覧可能なデータベースを作成し、インターネット上で公開**すべき。

（5）その他鉱業法の施行状況の点検・評価

- （1）**鉱業権設定許可の要件追加**…相応の開発能力を有しない主体（ブローカー等）による鉱業権設定が発生しているとの事実は確認されていない。一方、許可要件追加に伴い事務負担が増加しているとの事業者からの意見を踏まえ、**事業者の事務負担軽減の余地がないか検討が必要**。
- （2）**鉱物探査規制の導入**…鉱物の探査の実施により、一定区域の占用による他の利用の妨げや近隣住民等への影響が生じたとの事実は確認されておらず、無許可探査等の違反事例もなく、法制度が適切に遵守されていることを確認。

(別紙) 特定開発者を選定するための評価の基準の基本的考え方

※海域における在来型石油・天然ガスの試掘権の場合

① 特定区域の地質状況の理解度

- 国による基礎調査や独自の探査データ等の適切な根拠に基づき、いわゆる石油システムの存在等の地質状況の解釈が合理的に行われているか。

② 探鉱作業の量及び質

- 探鉱作業の量（探査面積、試掘本数等）や質（物理探査は二次元で行うか、三次元で行うか等）は合理的であり、①の根拠等に照らして妥当性があるか。

※提案した探鉱作業の遵守を促すため、例えば、それぞれの作業（物理探査、試掘等）ごとに、実施を“約束”する場合には加点し、仮に“約束”した作業を実施しなかった場合には次回以降一定期間の公募において減点するなどの項目を設けることも考えられる。

③ 試掘に至るまでの期間

- 最大8年の存続期間において、より短い期間で試掘に至る（又は鉱区を放棄する）計画であるか。

※試掘に至る（又は鉱区を放棄する）までの期間がより短い方が鉱業法制度全体にとって開発活動の促進に資するものの、試掘に至るまでの期間は探鉱作業の量（探査面積等）など計画内容によって変化し得るものであり、個々の探鉱計画同士の比較においては必ずしも期間が短いほど高評価とすることは適当ではない。このため当該評価項目は、例えば、①や②の評価の結果、同程度の評価となった複数の計画がある場合の最終評価要素として位置づけることが考えられる。

※なお、水溶性天然ガス等の場合には、在来型石油・天然ガスとは探鉱・開発プロセスが異なることを踏まえて検討する必要がある。

(注) 鉱業法第40条第2項の規定に基づき、「経理的基礎及び技術的能力を有すること」「公共の福祉に反するものでないこと」等の同条第1項各号の基準に適合していると認められる申請者の事業計画書のみがこの評価の対象となる。